

- 債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による債券の債権者は、印刷局の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 印刷局は、財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十三条第一項及び第二項並びに第七百九十二条の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第十七条 印刷局は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。

第四章 雜則

（日本銀行からの意見の聴取）

第十八条 財務大臣は、通則法第三十五条の九第一項の規定により年度目標を定めるに当たっては、第十一条第一項第一号の業務に関する事項について、あらかじめ、日本銀行の意見を聞くものとする。

（年度目標に関する内閣総理大臣との協議）

第十九条 財務大臣は、第十一條第一項第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に關し、通則法第三十五条の九第一項の規定により、年度目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、内閣総理大臣に協議しなければならない。

（緊急の必要がある場合の財務大臣等の命令等）

第二十条 財務大臣は、銀行券の偽造に対処するため必要があると認めるときその他銀行券の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第一号、第二号及び第六号の業務に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、官報の原稿の適切かつ確実な作成並びに官報の発行に関する法律に規定する電磁的官報記録を記載した書面及び書面官報並びに内閣所管の機密文書（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項第三十

七号の二に規定するものをいう。以下この項において同じ。)の適切かつ確実な印刷のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に對し、第十二条第一項第三号及び第五号の業務(同号の業務にあつては、内閣所管の機密文書に係るものに限る。)に關し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

印刷局は、前項の規定による内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十一条 印刷局に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ財務大臣及び財務省令とする。

第二十二条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の規定は、印刷局の役員及び職員には適用しない。

第五章 罰則

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした印刷局の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第二十条第一項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに附則第四条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第三条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者のうち、印刷局の成立の日において引き続き印刷局の職員となつたものであつて、印刷局の成立の日において、印刷局の相当の職員となるものとする。

第二条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、印刷局の成立の日において、印刷局の相当の職員となるものとする。

第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項

- において準用する場合を含む。(以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、印刷局の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、印刷局の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、印刷局の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(権利義務の承継等)

第四条 印刷局の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第十一条第一項に規定する財務省印刷局の事務に係るもので政令で定めるものは、印刷局の成立の時において印刷局が承継する。

2 前項の規定により印刷局が国のあるする権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産(政令で定める物品を除く。)の価額の合計額から承継される義務に係る負債の価額及び印刷局がその成立の日において有することとなる財務省令で定める引当金の額に相当する金額の合計額を控除した額に相当する金額は、政府から印刷局に対し出資されるものとする。

3 前項に規定する財産の価額は、印刷局の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第五条 次に掲げる法律は、廃止する。

(印刷局特別会計法等の廃止)

一 印刷局特別会計法(昭和二十二年法律第三十六号)

二 印刷局特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律(昭和二十四年法律第六十四条)

2 この法律の施行の際印刷局特別会計に属する権利及び義務（附則第四条第一項の規定により印刷局に承継されるものを除く。）は、この法律の施行の時において、一般会計に帰属するものとする。

3 前項の規定により一般会計に帰属した現金は、平成十四年度の一般会計の歳入とする。（恩給負担金の取扱い）

第七条 この法律の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で從前の印刷局特別会計が引き続き存続するものとし、場合において印刷局特別会計において負担すべきこととなるものについては、印刷局が印刷局特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）の規定を準用する。（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二条 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで及び第十九条に定めるもののほか、印刷局の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八号）抄
（施行期日）

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二一年六月五日法律第四九号）抄
（施行期日）

この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十二年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六七号）抄
（施行期日）

(独立行政法人国立印刷局法の一部改正に伴う
経過措置)

第十四条 施行日の前日を含む中期目標の期間に係る積立金の処分については、第六十八条の規定による改正前の独立行政法人国立印刷局法第十五条第一項、第二項及び第五項の規定は、なぞの効力を有する。この場合において、同条第二項中「中期目標の期間」とあるのは「事業年度」と、「通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六条）による改正後の通則法第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」とする。

独立行政法人国立印刷局の年度目標（新通則法第三十五条の九第一項に規定する年度目標をいう。）の策定に関する通則法改正法附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「の規定」であるのは、「並びに独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七条号）第六十八条の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一条）第十八条の規定の」とする。

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき处分、手続きその他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき处分、手続きその他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則 (令和五年一二月一三日法律第八六号)

1 (施行期日)
経過措置)

独立行政法人国立印刷局法の一部改正に伴う
五年法律第八十五号の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 (独立行政法人国立印刷局法の一部改正に伴う
財務大臣は、この法律の施行の日前において

も、第五条の規定による改正後の独立行政法人
国立印刷局法第十九条の規定の例により、同条
に規定する年度目標の策定又は変更について内
閣総理大臣に協議することができる。

3 独立行政法人国立印刷局は、この法律の施行
の際現に保有する官報及び法令全書について、
この法律の施行の日以後遅滞なく、公文書等の
管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六
号）第二条第三項第一号に規定する公文書館に
移管するものとする。この場合における官報の
発行に関する法律第十三条第三項の規定により
読み替えて適用する公文書等の管理に関する法
律第二条第七項の規定の適用については、同項
中「及び官報の発行に関する法律（令和五年法
律第八十五号）第十三条第一項又は第二項」と
あるのは、「並びに官報の発行に関する法律
（令和五年法律第八十五号）第十三条第一項又
は第二項及び官報の発行に関する法律（令和五年法
律第八十六号）附則第三項前段」とする。

第七条 (政令への委任)

この附則に定めるもののほか、この法律
の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経
過措置を含む。）は、政令で定める。

(第三号に係る部分に限る。) の規定の例によ
り、第四条の規定による改正後の独立行政法人
国立印刷局法第二十二条第一項第二号に規定す
る事項に關する独立行政法人通則法第三十五条
の九第一項の規定による年度目標の策定又は変
更について、財務大臣との協議を行うことがで
きる。

第 (施行期日)
一条 この法律は、公布の日から起算して一年
三月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（デジタル社会形成基本法第
二十二条の改正規定を除く。）並びに第三条
中行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律の目次の改正
規定（第六条を「第六条の二」に改める
部分に限る。次号において同じ。）及び同法
第一章に一条を加える改正規定並びに附則第
四条、第六条、第七条及び第十二条の規定並
びに附則第十三条中デジタル庁設置法（令和
三年法律第三十六号）第四条第二項第一号の
改正規定 公布の日

(独立行政法人国立印刷局法の一部改正に伴う
準備行為)

第四条 財務大臣及び内閣総理大臣は、施行日前
においても、独立行政法人通則法第六十七條
(独立行政法人国立印刷局法の一部改正に伴う
準備行為)